

## 災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と社団法人宮城県獣医師会（以下「乙」という。）とは、宮城県域において大規模な災害が発生した場合に、被災した愛護動物の救護を図り、もって県民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画に基づき甲及び乙が相互に協力して実施する愛護動物の救護活動（以下「活動」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (対象動物)

第2条 活動の対象となる動物は、被災地域内に放置され又は避難住民に同行し、救護が必要と認められる犬・ねこ等の愛護動物（以下「被災動物」という。）とする。

### (活動内容)

第3条 活動の内容は、次に掲げる事項とする

- 一 被災動物救護本部の設置及び運営管理に関すること
- 二 被災動物の救護及び応急処置に関すること
- 三 その他必要な災害応急業務に関すること

### (活動要請の手続)

第4条 甲は、活動要請が必要と判断したとき、又は被災市町村から要請を受け、活動が必要と判断したときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書により活動要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他

の方法による要請を行い、事後すみやかに文書で依頼するものとする。

- 一 被災の状況
- 二 活動を行う場所
- 三 活動を行う期間
- 四 前各号に掲げるものの他、必要な事項

(活動の履行)

第5条 乙は要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

- 2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(活動の終了)

第6条 乙は、活動の必要がなくなつたと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

- 2 乙は、活動を終了したときは、すみやかに次の事項を記載した文書により、その内容を甲に報告するものとする。

- 一 活動の具体的内容
- 二 活動の実施期間
- 三 前各号に掲げるものの他、必要な事項

(負担)

第7条 乙は原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用等に関する連絡窓口は、甲にあつては環境生活部食と暮

らしの安全推進課、乙にあつては乙の事務局とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の期間は、平成19年3月16日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知した場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年3月16日

甲 宮城県知事 村井 嘉浩

乙 仙台市宮城野区安養寺3丁目7番2号

社団法人 宮城県獣医師会長 太田 孝